



第1回調布市景観審議会を開催しました♪

○調布市景観審議会とは

調布市景観審議会とは、調布市景観条例に基づいて、良好な景観の形成を推進するため、市長の附属機関として設置されるものです。

主に、次に示す事項について調査審議することとなっています。

- ・景観計画の策定及び変更に係る事項
- ・景観重要建造物・樹木の指定に係る事項
- ・景観法に基づく届出に係る事項
- ・表彰に係る事項 など

組織 定員10名以内

- 市民委員(2名)
- 学識経験者(5名)
 - ◎後藤 春彦 (早稲田大学創造理工学部長)
 - ・椎原 晶子 (東京芸術大学大学院 非常勤講師)
 - ・木下 剛 (千葉大学大学院 准教授)
 - ・杉山 朗子 (株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長)
 - ・野口 和俊 (弁護士)
- 関係団体等から推薦を受けた者(3名)
 - ・調布市商工会
 - ・一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部
 - ・NPO 法人調布まちづくりの会

◎：会長

○第1回調布市景観審議会の開催結果

第1回審議会では、委員全員にご出席いただき、説明会の開催結果の確認と、「調布市景観計画景観形成基準の解説(素案)」^{※1}及び「届出の手引き(素案)」^{※2}に関する検討を行い、以下のようなご意見をいただきました。

主なご意見

- 景観形成推進地区や景観形成重点地区について、計画策定後も指定をしていくべきである。
- 「景観形成基準の解説」には、景観計画で定める景観形成基準^{※3}について、もれなく解説を記載していく方が良い。

※1：調布市景観計画に定める景観形成基準を、イラストや写真を用いて分かりやすく解説する冊子。
 ※2：調布市景観計画及び調布市景観条例に基づいて届出する際の手順や書式等をまとめている冊子。
 ※3：建築物の新築等を行う際、形態・意匠、色彩等に関して定めた配慮すべき景観形成上のルール。



お知らせ

第2回調布市景観審議会は、10月頃の開催を予定しています。開催については、詳しい日程が決まり次第、市報及び市のホームページ<http://www.city.chofu.tokyo.jp>でお知らせします。

調布市の景観まちづくりの取組などについて、景観だよりでお知らせしていきます。

発行 調布市都市整備部 都市計画課 景観係

電話番号：042-481-7746 FAX：042-481-6800 Eメールアドレス：tikubetu@w2.city.chofu.tokyo.jp

ちようぶ 景観 だより

第14号

平成25年7月31日発行



深大寺通り周辺地区説明会と 第1回調布市景観審議会を開催しました。

平成25年6月19日(水)に、現在検討中の調布市景観計画(案)に景観形成重点地区として位置付ける予定の深大寺通り周辺地区で、検討中の内容についてご理解をいただくため、説明会を開催しました。

また、6月26日(水)には、第1回調布市景観審議会(以下「審議会」)を開催しました。第1回審議会では、説明会の開催結果や、調布市景観計画の景観形成基準の解説(素案)及び届出の手引き(素案)について、各委員から様々なご意見やご提案をいただきました。

今回の景観だよりでは、説明会と第1回審議会の開催報告を掲載しています。



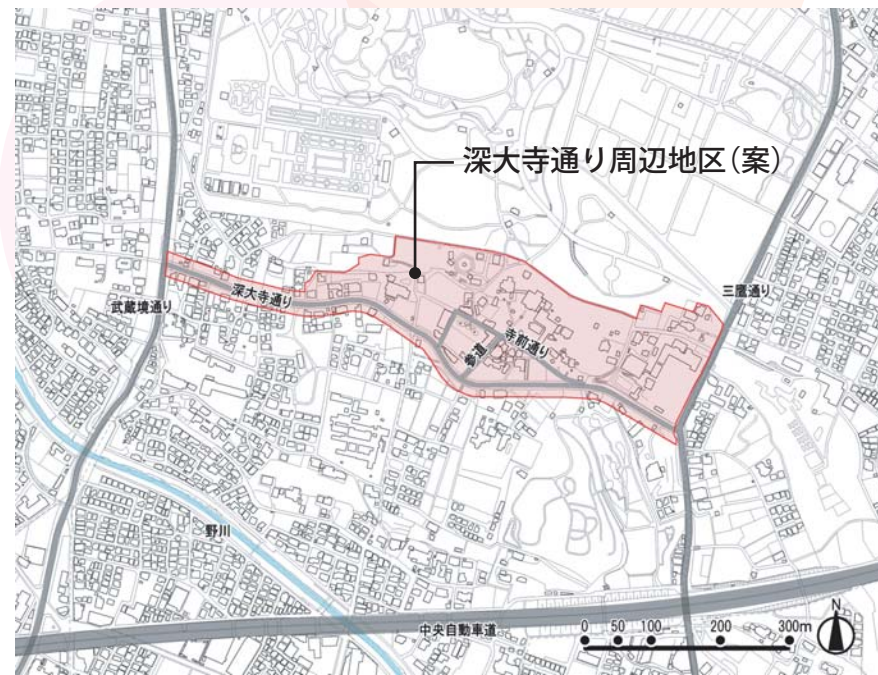


深大寺通り周辺地区説明会を開催しました♪

※当日、配布した資料は、調布市ホームページからダウンロードできます。

調布市景観計画では、深大寺通り周辺地区を景観形成重点地区として位置付けることを検討しており、現在検討している内容について地区住民の皆さんに説明し、ご意見をいただくために説明会を開催しました。

- 開催概要**
- 日時：平成25年6月19日（水）
午後6時から午後7時30分まで
 - 場所：深大寺小学校 体育館
 - 出席者：24名



■景観形成目標

国分寺崖線の豊かな水と緑を保全・活用し、安らぎある武蔵野の原風景を再生します。また、“真壁造り※1”等の特徴的な建築形態に表れる深大寺の歴史・文化を継承しながら観光文化歴史拠点形成するとともに、落ち着いた感じられる街並み景観を形成します。

■景観形成のイメージ



■届出対象行為

深大寺通り周辺地区内において、景観法に基づく届出が必要になる規模は、以下の規模で検討しています。

届出対象行為	届出規模
建築物の新築等	全ての行為
工作物の新設等	全ての行為
開発行為	開発区域面積が500㎡以上
土石の堆積等	造成面積が3,000㎡以上

※1：和風建築で使われる伝統的な壁の構法。柱を壁の表面に露出させて、柱と柱の間に壁を納める形式。

住民からの主なご意見と市の回答



Q 市内で景観形成重点地区※2や景観形成推進地区※3に指定される場所は、深大寺通り周辺地区の他にどこがあるのか？

A 調布市景観計画の対象区域を市全域としたうえで、国分寺崖線地区と深大寺通り周辺地区の2地区を景観形成重点地区とし、「水」「道」「駅」「農」を景観形成推進地区に設定することを検討しています。



Q 調布市景観計画の中で、深大寺通り周辺地区はどのような位置付けとなっているか教えてほしい。

A 深大寺通り周辺地区は、東京都景観計画の国分寺崖線基本軸に含まれる地区となっていますが、国分寺崖線における緑の景観の形成に加え、地区特有の落ち着きを感じられる景観を保全していく地区として位置付けています。



Q 届出に伴う審査は、誰が行うのか？

A 市が景観形成基準に沿って審査します。審査にあたっては、庁内体制の強化を図るとともに、調布市景観条例に位置付けた景観審議会や景観アドバイザーを活用しながら、適正な審査を行っていきます。



Q 景観法に基づく景観計画は法的な担保があるということなので、街づくり協定※4は、景観計画の基準に変わるようになるのか？

A 景観計画の策定後も、街づくり協定と一体で良好な景観の形成に取り組んでいきたいと思っています。具体的な審査等の流れが円滑になるよう、今後検討していきます。



Q 景観計画で住民に対する景観形成基準を示しているが、行政も、もっと景観整備に取り組んでほしい。

A 調布市は、街並みの風情を守りながら、深大寺通りの修景など、街なみ環境整備事業に取り組んでいます。長期にわたりますが、深大寺通り周辺地区の良好な景観の形成に取り組んでいきます。



※2：本市の「顔」や「骨格」となる景観上重要な地区や、地域住民の景観形成に対する取組意欲の高い地区等の、景観形成に対して積極的に取り組んでいく地区。

※3：「調布市景観基本計画」で示した景観構造を踏まえ、一定の景観特性を有する地区。また、今後、住民提案などを踏まえて景観形成重点地区に指定していく候補となる地区。

※4：「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」第12条に定める地区住民の間で住み良い街づくりを推進するための協定。（「深大寺通り周辺地区街づくり協定」は、調布市が認定した第一号の「街づくり協定」）